

南伊豆地域
広域ごみ処理施設整備運営事業
実施方針
【修正版】

令和6年7月12日
(令和6年8月9日修正)

南伊豆地域清掃施設組合

南伊豆地域清掃施設組合
広域ごみ処理施設整備運営事業
実施方針

目次

1 事業内容	1
2 民間事業者が実施する業務の範囲	4
3 本組合（組合構成市町を含む）が実施する業務の範囲	5
4 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
5 民間事業者の審査及び選定	11
6 落札者決定後の手続き	13
7 著作権	13
8 費用負担	13
9 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
10 公共施設の立地に関する事項	15
11 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	15
12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	16
13 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
14 その他事業の実施に関し必要な事項	16

用語の定義

本実施方針においては、下記のとおり用語を定義する。

項目	定義
本組合	南伊豆地域清掃施設組合をいう。なお、責任の所在が組合構成市町にある場合についても、本実施方針においては本組合とする。
組合構成市町	下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町をいう。
本施設	焼却施設、資源化施設及びその他本事業において整備・運営される一切の施設・設備の総称をいう。
処理対象物等	組合構成市町で発生し、本施設に搬入する家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等をいう。
DBO 方式	公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間事業者へ委託する方式をいう。
基本協定	落札者決定直後に本組合と落札者の間で、特定事業契約に向けた基本的な取り決めを定める協定をいう。
特定事業契約	本組合と民間事業者が締結する 3 つの契約（基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約）をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、本組合と民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る基本的事項を定めるために締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本組合と建設請負事業者が締結する建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
運營業務委託契約	本組合と運営事業者が締結する運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
民間事業者	本組合と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
構成員	本事業の入札に複数の企業で参加する企業グループを構成する企業（特定建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）のうち、本施設の設計・建設又は運転・維持管理業務を行う企業をいう。
建設請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・建設業務を担当する企業をいう。
代表企業	単独の企業で本事業に参加する場合には、当該企業を指し、グループで参加する場合には、構成員を代表して応募手続等を行う企業をいう。
協力企業	本事業を実施する企業のうち、事業開始後に建設請負事業者又は運営事業者から設計・建設業務又は運營業務の一部を請負うことを予定している企業をいう。
運営事業者	本事業の運營業務を行う特別目的会社をいう。
特別目的会社	本事業の運營業務を実施するために、民間事業者が会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の株式会社として組合構成市町内に設立する会社をいう。
応募者	本事業の入札に単独の企業で参加する場合には当該企業を、複数の企業

項目	定義
	で応募する場合には、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
入札参加者	応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
落札者	選定委員会の報告を受けて本事業を落札した者をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本組合が設置する学識経験者等で構成される委員会をいう。
募集要項	本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。

1 事業内容

(1) 事業名称

南伊豆地域広域ごみ処理施設整備運営事業

(2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設の管理者

南伊豆地域清掃施設組合 管理者 下田市長 松木 正一郎

(4) 事業目的

本組合を構成する下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町が保有する施設は、いずれも稼働から20年以上が経過している。人口減少等に伴うごみ量の減少により施設の稼働率が低下し非効率な運転になっていること、さらに財政状況の悪化等により自治体単独で施設を維持管理することが困難になっていることから、組合構成市町は共同でごみ処理を行うため、本組合を設立しごみ処理施設の整備に向けて取り組んでいるところである。

本事業は、費用対効果の高い施設整備及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることを目的とし、本施設の設計・建設及び運営を一括で民間事業者が発注するものである。

(5) 事業概要

本事業は DBO 方式により実施するものとし、本事業の設計・建設業務は、建設請負事業者単独又は建設請負事業者が設立する特定建設工事共同企業体が行い、運營業務は、本事業のために設立する特別目的会社が行うものとする。

(6) 整備概要

建設予定地 : 静岡県下田市敷根 13-11

建設予定地面積 : 約 8,741m²

施設整備概要 : 整備する施設の種類及び規模は以下のとおりとする。

施設の種類		処理能力	処理方式
焼却施設		54 t / 日	ストーカ式
資源化施設	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理ライン	2.2 t / 5h	破碎、選別
	かん類処理ライン	0.5 t / 5h	選別、圧縮
	ペットボトル・プラスチック使用製品 廃棄物処理ライン	1.4 t / 5h	破袋、選別、圧縮梱包
	ストックヤード	-	貯留

※ペットボトル(0.3t/日)とプラスチック(1.4t/日)は共通の処理ラインで切替処理を行う。

計画ごみ質 : 焼却施設の計画ごみ質は、以下のとおりとする。

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
単位体積重量	(kg/m ³)	350	310	280
三成分	水分 (%)	66.8	58.5	50.2
	灰分 (%)	5.5	5.3	5.1
	可燃分 (%)	27.8	36.2	44.6
低位発熱量	(kJ/kg)	3,800	6,600	9,300

(7) 事業期間 (予定)

設計・建設期間 : ①焼却施設 着工 : 令和 7 年 10 月

竣工 : 令和 11 年 9 月

②資源化施設 着工 : 令和 11 年 4 月

竣工 : 令和 14 年 3 月

運営期間 : ①焼却施設 : 令和 11 年 10 月から令和 31 年 9 月までの 20 年間

②資源化施設 : 令和 14 年 4 月から令和 31 年 9 月までの 17 年 6 か月

(8) 契約形態

本組合は民間事業者の本施設の設計・建設業務及び運営業務を一括して委託する、若しくは請け負わせるために、本事業に係る基本協定を締結し、その後、基本契約を民間事業者と締結する。また、本組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結するとともに、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

(9) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守するものとする。

(10) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

No.	項目	日程
①	実施方針の公表	令和6年7月
②	特定事業の選定の公表	令和6年11月
③	入札の公告	令和6年12月
④	落札者の決定	令和7年7月
⑤	基本協定の締結	④の後速やかに
⑥	特別目的会社（SPC）の設立	⑤の後速やかに
⑦	基本契約の締結	⑥の後速やかに
⑧	契約詳細の協議	令和7年8月
⑨	仮契約（建設工事請負契約）の締結	令和7年8月
⑩	建設工事請負契約の議会議決	令和7年9月
⑪	建設工事請負契約・運營業務委託契約の締結	令和7年9月
⑫	建設工事着手	令和7年10月
⑬	焼却施設の供用開始	令和11年10月
⑭	資源化施設の供用開始	令和14年4月
⑮	契約終了	令和31年9月

2 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する業務の範囲は以下のとおりとする。

(1) 設計・建設業務

設計・建設業務は以下のとおりとする。

- ① 建設請負事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約及び本組合の定める要求水準書並びに関係法令等に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。
- ② 設計・建設業務の範囲は以下のとおりである。なお、詳細は募集要項に示すものとする。
 - 下田市清掃センターの解体工事
 - 本施設の設計・建設工事
 - ・焼却施設プラント工事
 - ・資源化施設プラント工事
 - ・土木、建築工事（外構工事を含む）
 - 仮設ストックヤードの設計・建設工事
 - 測量、地質等の調査
 - その他の工事
- ③ 本施設の建設に伴って発生する廃棄物の処理・処分、その他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(2) 運營業務

運營業務は以下のとおりとする。

- ① 運営事業者は、本組合と締結する運營業務委託契約及び本組合の定める要求水準書並びに関係法令等に基づき、本施設の運營業務を行う。
- ② 運營業務の範囲は以下のとおりである。なお、詳細は募集要項に示すものとする。
 - 運営マニュアル及び運営計画の作成及び更新
 - 受入計量業務
 - 運転管理業務
 - 資源物等の貯留・搬出管理業務
 - 維持管理業務
 - 環境管理業務
 - 安全衛生管理業務
 - 防災対策業務及び事故対応業務
 - 情報管理業務
 - その他関連業務

- ③ 運営事業者は、本施設に搬入される処理対象物等の処理並びに処理により生ずる資源化物及び処理残渣の貯留を適切に行う。また、運営事業者は、本施設から場外搬出する資源化物及び処理残渣について、本組合が指定する運搬車両への積込又は積込補助を行う。なお、資源化物及び処理残渣の本施設内での再処理や保管のための運搬は、運営事業者が行う。
- ④ 運営事業者は、施設見学者への対応（施設の説明・案内等）を行う。
- ⑤ 運営事業者は、本施設の運営業務に関して住民等から意見を受けた場合、初期対応を行い、速やかに本組合に報告する。また、民間事業者は必要に応じて本組合と協議の上資料を作成し、住民との協議へ参加する。

(3) 業務終了時の引継業務

本組合は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する可能性があるため、本施設の解体撤去は本事業の範囲には含まない。

本組合は、事業期間終了前に、運営期間終了後の本施設の対応について別途検討するほか、民間事業者は、本組合の検討に際して以下の事項に協力するものとする。

- ① 所有する図面・資料の開示
- ② 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
- ③ 運営期間中の財務諸表及び費用明細の提出
- ④ 運営事業者が雇用している地元採用者及び地元企業の斡旋
- ⑤ その他資料提供及び説明への協力

3 本組合（組合構成市町を含む）が実施する業務の範囲

本組合が実施する主な業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 処理対象物の搬入

組合構成市町は、本施設への処理対象物等の搬入を行う。

(2) 本事業の監視

本組合は、設計・建設業務において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、運営業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

(3) 残渣・資源化物の処分

本組合は、運営期間中において本施設から発生する資源化物及び処理残渣の処分（売却等を含む）を行う。

(4) 施設見学への対応

本組合は、施設見学の受付対応を行う。また、行政視察においては、本組合は運営事業者への対応補助を行う。

(5) 建設費及び運営費の支払い

本組合は、建設工事請負契約及び運営業務委託契約に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

4 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から本組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。なお、民間事業者の選定は、制限付き総合評価型一般競争入札により実施する。現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりとする。

No.	項目	日程
①	実施方針の公表	令和6年7月12日
②	実施方針に対する質問受付締切	令和6年7月26日
③	実施方針に対する質問への回答及び実施方針（修正版）の公表	令和6年8月9日
④	特定事業の選定の公表	令和6年11月
⑤	入札の公告	令和6年12月
⑥	募集要項の配布開始	令和6年12月
⑦	資格審査に係る質問の受付締切	令和7年1月
⑧	資格審査に係る質問への回答	令和7年1月
⑨	資格審査申請書の受付締切	令和7年2月
⑩	資格審査の実施	令和7年2月
⑪	資格審査結果の通知	令和7年2月
⑫	募集要項（要求水準書等）に関する質問受付締切	令和7年2月
⑬	募集要項（要求水準書等）に関する質問への回答	令和7年2月
⑭	提案概要書の提出	令和7年3月
⑮	競争的対話の実施	令和7年3月
⑯	技術提案書・入札書等の提出	令和7年5月
⑰	基礎審査の実施	令和7年6月
⑱	非価格要素及び価格審査	令和7年7月
⑲	総合的な評価の実施	令和7年7月

No.	項目	日程
⑳	落札者の決定	令和7年7月
㉑	基本協定の締結	㉑後速やかに
㉒	特別目的会社の設立	㉑の後速やかに
㉓	基本契約の締結	㉒の後速やかに
㉔	契約詳細の協議	令和7年8月
㉕	仮契約（建設工事請負契約）の締結	令和7年8月
㉖	建設工事請負契約の議会議決	令和7年9月
㉗	建設工事請負契約・運營業務委託契約の締結	令和7年9月

(2) 応募者の構成

応募者の構成は以下のとおりとする。

- ① 応募者は、「2 民間事業者が実施する業務の範囲」に掲げる業務を実施する予定の者（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認める。）とする。
- ② 応募者は、「構成員」及び「協力企業」から構成するものとし、本施設のうち、ごみ焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件を満たす1者を代表企業として定めるものとする。なお、構成員のうち、代表企業及び運転・維持管理業務を行う企業※は、本事業を実施するために設立した特別目的会社に出資を行うものとし、その他の構成員の出資は任意とする。
※運営事業者より委託を受け運営業務を主体として行う企業をいう。
- ③ 応募者には、設計・建設業務及び運転・維持管理業務を担当する協力企業を含めることができる。ただし、ごみ焼却施設及び資源化施設のプラント及び建築物等の設計・建設業務は構成員が主体として行い、運営業務は特別目的会社が行うものとする。
- ④ 応募者は、応募時に代表企業その他の構成員及び設計・建設業務及び運転・維持管理業務を担当する協力企業を明らかにし、それぞれが本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- ⑤ 応募者は、組合構成市町内に本社又は本店がある企業を積極的に活用するものとする。
- ⑥ 代表企業の変更、構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑦ 構成員が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、組合構成市町内に本社又は本店がある企業が協力企業として参加する場合には、他の応募者の協力企業となることができる。
- ⑧ 構成員と関連会社の関係にある企業が、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできないものとする。
- ⑨ 落札者に選定されなかった入札参加者の協力企業が、特定事業契約締結後に民間事業者の業務等を支援及び協力することはできるものとする。
- ⑩ 同一代表企業が複数の提案を行うことはできないものとする。

(3) 構成員及び協力企業の要件

構成員及び協力企業は以下の該当する要件を満たすものとする。

- ① 構成員及び協力企業は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 構成員は、組合構成市町のいずれかにおいて、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 構成員は、組合構成市町のいずれかにおいて、指名停止を受けていないこと。
- ④ 構成員及び協力企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 構成員及び協力企業は、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされ

ていないこと。

- ⑥ 構成員及び協力企業は、会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）
- ⑦ 構成員及び協力企業は、法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 構成員及び協力企業は、本事業に関する本組合のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センターと本業務において提携関係にないこと。また、同団体と資本若しくは人事面で関連がないこと。

(4) 建築物の設計・建設を行う企業の要件

- ① 建築物の設計・建設に係る業務を行う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建築物の設計・建設に係る業務を行う構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者を配置可能であること。
- ③ 建築物の設計を行う構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(5) ごみ焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件

- ① ごみ焼却施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、環境省（旧厚生省）が策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知、平成14年11月15日一部改正）に適合する技術資料及び技術を保証する資料を提示することができること。
- ② ごみ焼却施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、建築業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ③ ごみ焼却施設のプラントの設計・建設を行う構成員は、以下のすべての条件に該当する一般廃棄物処理施設の地方公共団体（一部事務組合を含む）へ元請けとして納入した実績を2件以上有すること。
 - ・ 施設規模 : 40 t/日以上
 - ・ 処理方式 : ストーカ方式
 - ・ 契約年度 : 2014 ~ 2023 年度

(6) 運転・維持管理を行う企業の要件

構成員のうち、特別目的会社からの委託を受けて本施設の運転・維持管理を行う企業は、以下の

2つの要件を満たすこと。

- ① 焼却施設の運転・維持管理を行う構成員は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設である焼却施設のうちPFI方式又はDBO方式で実施しており、且つ40 t/日以上施設において、令和6年3月31日時点で1年以上の運転管理実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む。）を有していること。
- ② ①の施設での運転管理実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上特別目的会社に専任で配置し、業務に従事させること。

(7) 民間事業者の非選定

民間事業者の募集において応募者がいなかった等の理由により民間事業者を選定しなかった場合、本組合はこの旨を速やかに公表する。

5 民間事業者の審査及び選定

(1) 民間事業者選定のフロー

民間事業者の審査及び選定は、以下のとおり実施する。

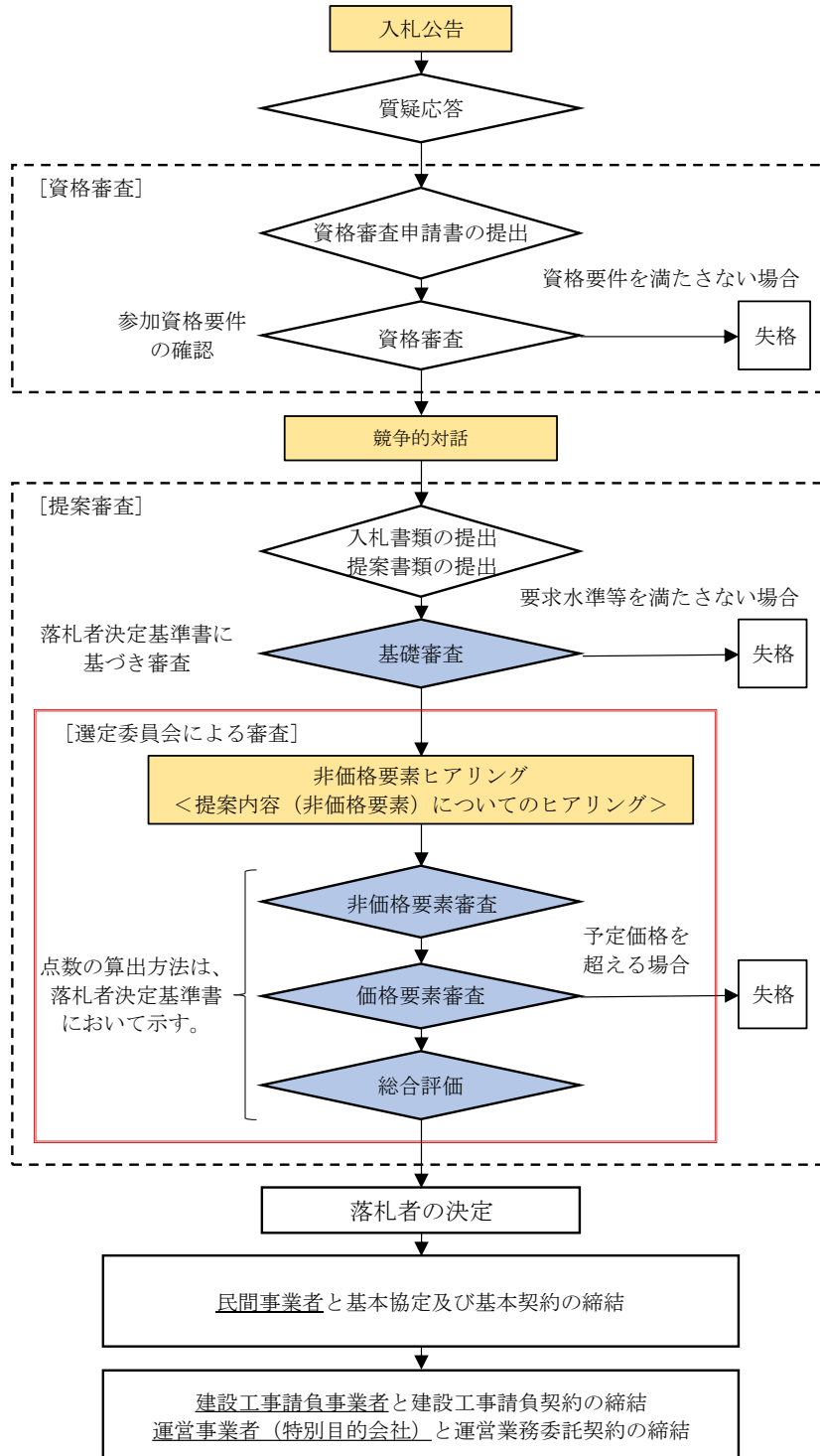


図 民間事業者の選定フロー（案）

(2) 選定委員会の設置

本組合は、民間事業者の審査及び選定を実施するにあたって選定委員会を設置する。選定委員会は、学識経験者及び組合構成市町の職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を本組合に答申する。

(3) 審査方法

以下の手順で応募者の審査を行う。なお、評価方法等の詳細は募集要項に示すものとする。

ア 資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書について、応募者が「4 (3) 構成員及び協力企業の要件」、「4 (4) 建築物の設計・建設を行う企業の要件」、「4 (5) ごみ焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件」及び「4 (6) 運転・維持管理を行う企業の要件」に示した要件を満たしていることの確認を行う。

以上を満たすことが確認された応募者のみ、入札参加者として次段階の提案審査に参加できる。なお、資格審査結果は各応募者に対して通知する。

イ 基礎審査

基礎審査は、入札参加者から提出された技術提案書及び事業計画書について、技術提案書が本組合の要求する性能及び機能を満足するものであること、また、事業計画書のうち事業収支（損益計算、キャッシュフロー）について、妥当性の確認を行う。これらを満たすことが確認された入札参加者は次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できる。

ウ 非価格要素審査及び価格審査

基礎審査を通過し、参加資格を有する入札参加者の非価格要素審査及び価格審査を実施する。

非価格要素審査は、入札参加者から提出された提案書類について、審査基準に従い選定委員会において評価し点数化を行う。

評価にあたっては、必要に応じて入札参加者へのヒアリングを実施する。なお、審査基準及び配点等の詳細は、募集要項に示すものとする。

価格審査は、入札書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とし、価格を点数化する。なお、価格の点数化方法については募集要項に示すものとする。

エ 総合評価

総合評価は選定委員会が非価格要素と価格要素の総合評価点を算出し、順位をつけて本組合に答申する。なお、総合評価点の算出方法については、募集要項に示すものとする。

(4) 審査結果の公表

本組合は、選定委員会の答申を踏まえ落札者を決定し、その結果を公表するとともに、各入札参加者に対して通知する。

(5) 落札者の失格

応募者を構成する企業が、落札者決定から契約締結までに、本組合との建設工事請負契約及び運營業務委託契約に関して以下の事由に該当した場合は、失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- ② 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合（ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、本組合の判断により、当該協力企業の変更を認める場合がある。）。

(6) 民間事業者の選定

本組合と落札者は、募集要項に基づき基本協定及び特定事業契約を締結する。

6 落札者決定後の手続き

(1) 特別目的会社の設立

落札者は落札者決定後すみやかに特別目的会社を設立する。特別目的会社の本店所在地は組合構成市町内のいずれかとする。なお、施設竣工後は本施設内に特別目的会社を設置するものとする。

(2) 契約手続き

落札者は、本組合と基本協定を締結し、その後、基本契約を締結する。基本契約に基づき、建設請負事業者は建設工事請負契約を、特別目的会社は運營業務委託契約を締結する。

7 著作権

提案書類の著作権は、応募者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において、本組合は著作権者と協議のうえ、提案書類の一部必要な範囲の公表を行う場合がある。

8 費用負担

応募申込み及び入札参加に係る経費は、応募者及び入札参加者の負担とする。

9 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営業務を行うものとする。

(2) 想定されるリスク及び分担

ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などにに基づき当該リスクを善良に管理可能な者が適正に分担するものとする。

イ 想定されるリスクの分担

本組合と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料②「事業に係るリスク分担」の表による。なお、詳細については、募集要項に示すものとする。

(3) 本組合による事業の実施状況の監視

ア 設計・建設期間中の対応

建設請負事業者は、設計・建設業務に係る図書を本組合へ提出し、承諾を受けるものとする。

また、設計・建設業務の進捗状況について、本組合に定期的に報告し、承諾を受けるものとする。なお、本組合は、必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができる。

建設請負事業者は、設計・建設業務の進捗に合わせて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を本組合に提出し、承諾を得るものとする。なお、引渡性能試験は、本組合の立会いのもと性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において法的資格を有する第三者機関が実施するほか、ダイオキシン類の分析は、ダイオキシン類に係る特定計量証明事業者の認定を受けた機関が実施するものとする。

また、業務の監視により、設計・建設業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

イ 運営期間中の対応

本組合は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。

運営業務の監視にあたっては、運営事業者による精密機能検査の結果や施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営業務委託契約で定められた頻度、方法に従って行うものとする。また、本施設の運営業務の監視により、本施設が運営業務委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、本施設の性能を十分に発揮していないと判断される場合には、本組合は運営事業者に改善を要求するとともに、改善策を提出させるものとし、これ

に基づき運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

なお、必要に応じて、本組合は自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析及び現場確認を行うことができることとし、その他必要に応じて周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

(4) 運営期間終了時の対応

運営期間終了時には、本組合は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況や、運営事業者による精密機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設の劣化度等施設が適切な状況となっていることを確認する。

運営事業者は、運営期間終了時に要求水準書に定めた施設性能が維持されていることについて、本組合より確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

10 公共施設の立地に関する事項

(1) 建設予定地

静岡県下田市敷根 13-11

(2) 建設予定地面積

約 8,741 m²

(3) 土地利用規制

土地利用規制は以下のとおりである。

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 区域区分 | 区域区分が定められていない都市計画区域 |
| ② 用途地域 | 非線引き区域 |
| ③ 都市計画決定 | その他都市施設（廃棄物処理場） |
| ④ 防火地区 | 指定なし（22 条区域） |
| ⑤ 高度地区 | 指定なし |
| ⑥ 建ぺい率 | 60%以下 |
| ⑦ 容積率 | 200%以下 |
| ⑧ 道路斜線制限 | 制限なし |
| ⑨ 隣地斜線制限 | 制限なし |
| ⑩ 緑化率 | 敷地面積に対して 25%を目標値とする。 |

(4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、募集要項に示す。

11 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約

に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、令和 11 年 10 月に焼却施設が供用開始され、運營業務委託契約に規定される条件に基づいて令和 31 年 9 月まで運営が適切に継続される必要があるため、運營業務委託契約書には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を示し、その規定に従い対応するものとする。

特に、運営事業者の責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本組合は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、本組合は、運営事業者との運營業務委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することができるものとする。

13 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の優遇措置に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置は行わない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、本組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本組合と民間事業者で協議により対応策を検討するものとする。

14 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

建設工事請負契約の締結にあたっては、本組合議会の議決を得る必要がある。

(2) 実施方針に関する問合せ先

ア 実施方針に関する意見・質問の受付

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりとする。また、本実施方針に関する意見、質問がある場合は、添付資料①「広域ごみ処理施設整備運営事業 実施方針に関する意見・質問書」を郵送又は電子メールにより、下記の期間内に提出するものとし、電話等による問合せには応じない。

また、事業用地への視察については、要望がある場合には実施する予定である。

(意見・質問書の提出先)

住 所：〒415-0037 静岡県下田市敷根 13-8 南豆衛生プラント組合内

宛 先：南伊豆地域清掃施設組合

E-mail：m-seisou.sk@dune.ocn.ne.jp

(意見・質問書の提出期限)

令和 6 年 7 月 26 日 (金) 17:00 まで

イ 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記期限までに本組合のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本組合が必要と認めたものについて回答するものとする。

(意見・質問への回答公表期限)

令和 6 年 8 月 9 日 (金) 17:00 まで

ウ 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、必要に応じて実施方針の内容を変更する可能性がある。

エ 問合せ先

住 所：〒415-0037 静岡県下田市敷根 13-8 南豆衛生プラント組合内

宛 先：南伊豆地域清掃施設組合

E-mail：m-seisou.sk@dune.ocn.ne.jp

T E L：0558-36-4851

F A X：0558-36-4852

南伊豆地域
広域ごみ処理施設整備運営事業
実施方針に関する意見・質問書

商号及び名称 :
担当者氏名 :
電話番号 :
電子メール :

番号	頁	項目番号	項目名	意見・質問事項

※質問事項・意見ごとに番号をつけてください。

※質問は簡略に記載してください。

事業に係るリスク分担

期間	リスク項目	概要	分担		備考	
			本組合	民間事業者		
一 全 般	制度 関連	制度・法令変更	○		公害防止基準等の強化、廃掃法改正によるごみ区分の変更、維持管理基準等の強化などで、民間事業者に追加費用が生じる場合など	
		税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○	
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○		消費税など
		政治	政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク	○		事業開始後の方針変更などで、民間事業者に追加費用が生じる場合
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○	建築確認申請、経済産業局への届出など
		交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク		○	
	その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク		○			
	社会 環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○	建設工事及び運営事業に係る住民への対応不良(騒音・振動問題、資材等運搬車両等のトラブル)など
			住民対応に伴う管理強化等による操業停止・コスト増大のリスク	○		住民協定等により仕様等をアップした場合など、要求水準の変更により民間事業者に追加費用が生じる場合
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○	工事車両の事故、運営時における施設運転従事者のヒューマンエラーに起因する事故などにより賠償が発生した場合
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○	騒音・振動、臭気などが基準値等を超えた場合の対策・改善に係る追加費用の負担
	物価変動	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)			○	賃金指数や物価指数などが一定(±1%)のアローワンス以内で変動している場合など
		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲外)	○			賃金指数や物価指数などが一定(±1%)のアローワンスを超えた場合など
	資金調達	民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク			○	運転資金の確保
		組合において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○			組合における一般財源(自己財源)の確保 交付金申請等に係るトラブルなど
金利変動	金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク			○		

期間	リスク項目	概要	分担		備考	
			本組合	民間事業者		
		金利上昇に伴う組合における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○		地方債等への影響	
	不可抗力	天災等の不可抗力によるリスク	○	△	地震、火災等による施設の破損など ただし、損害額が一定の範囲内については、民間事業者が対応する	
		一定の範囲内	天災等の等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合のリスクならびに損額復旧にかかる費用のリスク		○	請負代金額の100分の1の範囲内
		一定の範囲外		○		請負代金額の100分の1を超える額
	債務不履行	民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク			○	民間事業者が事業を継続できなくなった場合など(未運搬物がある場合は、民間事業者で処理を行い費用を負担)
		組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○			手続きの遅れ(支払いの遅延)など(未運搬物がある場合は、組合で処理を行い費用を負担)
2 設計段階	調査	民間事業者が提示する調査結果の誤りによるコストの増大リスク			○	
		組合が実施する調査の誤りによるコストの増大リスク	○			地歴調査、土壌汚染調査、地下埋設物リスクなど
	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコスト増大のリスク			○	
		本組合の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大のリスク	○			
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大のリスク			○	
		本組合の事由による計画変更、遅延によるコストの増大のリスク	○			
3 工事段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の民間事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク			○	民間事業者が調達先のトラブル等により、工事の遅延が発生した場合など
		組合の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○			地元住民との建設工事協定等の調整トラブルにより工事が遅延した場合、組合の承諾行為の遅延など
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク			○	設計ミスにより、設計のやり直しや製作のやり直しが必要となった場合、速やかに工事に着手しなかった場合、民間事業者が調達先のトラブルにより調達トラブルが発生した場合など

期間	リスク項目	概要	分担		備考	
			本組合	民間事業者		
		組合の提示条件不備による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○		当初、提示されていない条件が確認されて工事が遅延した場合など	
	既存施設への影響	民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	建設工事作業に伴って、隣接する既存施設が破損した場合、既存施設の利用動線の切替確保など	
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク		○	引渡性能試験結果により、改善→再試験の実施→確認が必要となった場合など	
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○		組合が試運転・引渡性能試験に必要なごみの確保(ごみの供給)ができなかった場合など	
→ 運営段階	運営	ごみ量・ごみ質	○		計画ごみ量及び計画ごみ質が著しく変動した場合の運営費のコストアップ(輸送費、電力、薬剤使用量が著しく増加した場合など)	
		性能未達	施設が要求水準書(発注条件)に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○	設備上の事由により、公害防止基準値等を満足できない場合の改善・対策など
			運転維持管理に起因する性能未達		○	運転上の事由により、公害防止基準値等を満足できない場合の改善・対策など
		契約不適合責任	事業期間中において施設が契約の内容(要求水準)に適合しないものであったことが明らかになった場合のリスク		○	
		処理不適物の搬入	処理不適物が搬入された場合のリスク(処理責任など)	○		
		資源化先の受入停止・制限	受入停止、制限が発生した場合のリスク	○		受入停止に係る代替処理費用負担など
		運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○	想定外の機器トラブルなど(民間事業者が運営費算出時に想定していた維持補修の時期・頻度と著しく変わった場合→設備・装置の寿命予測の誤りなど)
			受け入れた廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク(民間事業者の善良なる管理者として注意義務違反の場合)		○	処理不適物が混入したことによるごみピット火災、爆発の場合の修復など

期間	リスク項目	概要	分担		備考
			本組合	民間事業者	
		受け入れた廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク(民間事業者の善良なる管理者としての注意義務を持っても排除できない場合)	○		
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○	
		ごみの収集・運搬及び資源化処理等に伴う交通事故リスク	○		
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○	オペレーションミス等による事故・火災等が発生した場合の修復など
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		○	民間事業者の警備不備等により、第三者が施設へ侵入して施設を破損した場合など
		ごみ収集車・搬入車に起因する施設破損のリスク	○		運営管理者の指示に従わず、ごみ収集車などが計量棟、プラットホームなどの設備等を破損した場合の修復など
	既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	回転機器の不調等による騒音被害の対策による損害など

業務範囲区分

事業の内容		事業範囲区分	
		本組合	民間事業者
施設整備に関する内容	1 新施設建設のための仮設資源化施設の整備	-	○
	2 新施設建設のための仮設資源化施設の運営	○(下田市)	-
	3 敷地の拡張(南豆衛生プラント敷地北部を仮設用地等で活用する場合)	-	○
	4 新施設建設のための既存焼却施設及び既存資源化施設の解体		
	解体土木工事	-	○
	機械設備及び什器等の施設内残置物の解体・撤去(処分)	-	○
施設の運営に関する内容	解体前のダイオキシン類調査、アスベスト、PCB含有物等の処理・処分	-	○
	解体工事請負事業者によるダイオキシン類調査、アスベスト含有物調査(法律に基づくもの、任意調査を含む)	-	○
	5 (仮称)広域ごみ処理施設の整備	-	○
	6 建設期間中の警備員の配置	-	○
	7 処理対象物の受け入れ		
	受付計量作業(台貫受付業務及びプラットホームへの車両誘導など)		
	焼却対象ごみ(脱水汚泥を含む)の受付対応(料金徴収を含む)	-	○
	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの受付対応(缶など⇒計量後、資源化施設等へ)	-	○
	ごみ処理手数料徴収に関する業務	-	○
	ごみの搬入受入作業(プラットホーム搬入指導、一般持込者の補助作業含む)	-	○
8 適正処理困難物(処理不適物)の取扱い			
受入確認(ごみピット、ダンピングボックス等)	-	○	
車両への積み込み	-	○	
運搬・処分	-	○	
9 管理棟(別棟にする場合)			
管理棟の維持管理(清掃等)	○	-	
10 貯留、運搬、処理、再資源化作業			
焼却施設			
焼却主灰(資源化を前提とする)			
貯留・管理、車両への積込	-	○	
運搬、処分	○	-	
焼却飛灰(飛灰処理物)			
貯留・管理、車両への積込	-	○	
運搬、処分	○	-	
資源化施設			
不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・金属くず			
処理	-	○	
貯留・管理、車両への積込	-	○	
運搬、処分	○	-	
アルミかん・スチールかん			
処理	-	○	
貯留・管理、車両への積込	-	○	
運搬、処分	○	-	
ペットボトル			
処理	-	○	
貯留・管理、車両への積込	-	○	
運搬、処分	○	-	
容器包装プラスチック			

事業の内容		事業範囲区分		
		本組合	民間事業者	
施設の運営に関する内容	処理	-	○	
	貯留・管理、車両への積込	-	○	
	運搬、処分	○	-	
	その他処理をしない資源ごみ(びん、ダンボール・新聞等の紙類、小型家電、食用油、乾電池、蛍光灯等)			
	貯留・管理、車両への積込	-	○	
	運搬、処分	○	-	
	11 焼却施設の運転			
	施設の運転操作	-	○	
	可燃性粗大ごみ破砕機の運転維持管理	-	○	
	運転計画の立案	-	○	
	設備の運転状態の計測・記録及び諸統計の管理	-	○	
	所長(兼統括責任者)(所長は資源化施設の所長を兼ねることも可能)	-	○	
	法定有資格者(必要な有資格者は民間事業者で設置することとし、主な有資格者は下記に記すとおり)			
	焼却施設技術管理士	-	○	
	クレーン運転士	-	○	
危険物取扱者(乙類4種)	-	○		
電気主任技術者	-	○		
電気工事士	-	○		
車輛系建設機械運転技能講習修了者	-	○		
ガス溶接機技能者又は技能講習修了者	-	○		
エネルギー管理員	-	○		
防災管理者	-	○		
公害防止管理者	-	○		
定常的な分析業務				
ごみ質等	-	○		
排ガス(ダイオキシン類、水銀等も含む)	-	○		
排水(ダイオキシン類等も含む)	-	○		
騒音・振動	-	○		
悪臭	-	○		
飛灰処理物(ダイオキシン類等も含む)	-	○		
作業環境(ダイオキシン類等も含む)	-	○		
搬入物検査	-	○		
12 資源化施設の運転				
施設の運転操作	-	○		
破砕機・選別機等の運転維持管理	-	○		
運転計画の立案	-	○		
設備の運転状態の計測・記録及び諸統計の管理	-	○		
定常的な分析業務	-	○		
作業環境	-	○		
13 設備の保守・点検管理及び備品の管理 法定・定期点検整備(法定点検)業務(運転停止機器は除く)				
焼却施設	-	○		
資源化施設	-	○		
14 焼却施設・資源化施設の維持補修				
維持補修計画(施設保全計画)の立案など	-	○		
維持補修の実施	-	○		
その他(例:組合が策定する長寿命化総合計画(延命化計画)の見直し)	-	○		
15 用役費等				

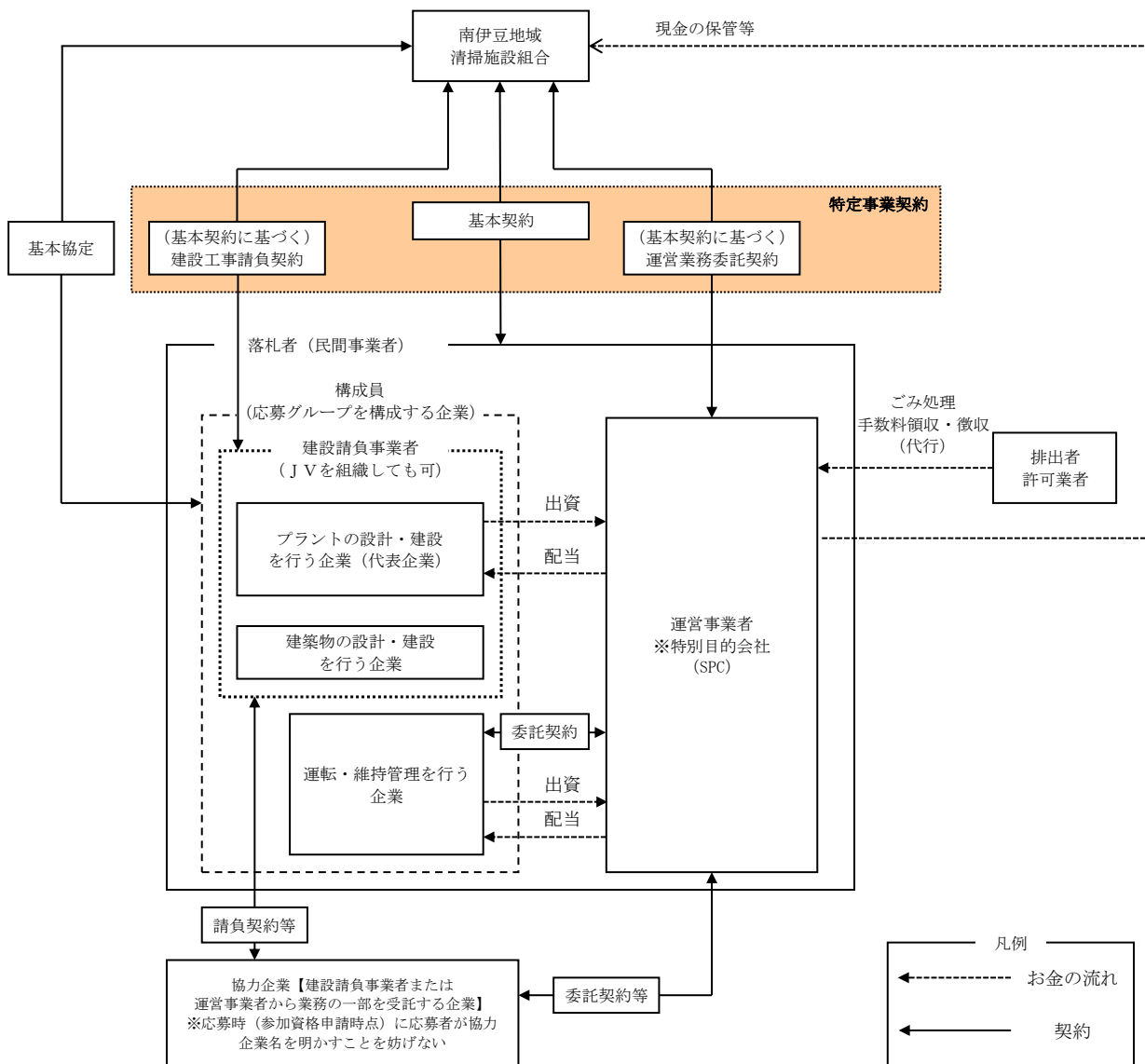
事業の内容		事業範囲区分		
		本組合	民間事業者	
施設の運営に関する内容	電気	-	○	
	上水道	-	○	
	薬剤	-	○	
	燃料費	-	○	
	消耗品	組合使用分のみ	○	
	16	運転に必要な資材の受入調達及び運転管理上必要な工作機械、計測器類、工具類、予備品、消耗品等の管理	-	○
	17	焼却施設・資源化施設に係る各種記録の作成・保存等		
		運転記録(日報・月報・年報)の作成・保存	-	○
		保守管理上の日報・月報・年報の作成		
		各種点検記録	-	○
		補修・整備に係る記録	-	○ (機器の補修履歴も含む)
		法令に関する記録	-	○
		各種測定記録	-	○
		その他必要なもの	-	○ (予備品・消耗品の管理も含む)
		統計事務の実施、及び各種報告書等の作成	-	○
	18	運転要領書等の修正(運転現況に合わせた修正)	-	○
	19	土地保有者への対応	○	組合の補助業務(資料作成等)
	20	焼却施設・資源化施設に係る機能診断(定期機能検査)	-	○
	21	焼却施設・資源化施設に係る精密機能検査	-	○
	22	焼却施設・資源化施設に係る運営事務		
		建築部分の清掃	-	○
		駐車場の清掃	-	○
		外構・植栽整備	-	○
	構内の警備	-	○(必要に応じて契約を行うこと)	
	工場棟内の電話使用料(民間事業者の使用分)	-	○	
	事務管理(特別目的会社を設置する場合は年度ごとの会計報告等も含む)	-	○	
	教育訓練	-	○	
	消耗品・図書印刷・調査等	-	○	
	各種保険	○(組合が付保するもの) (例:火災保険等)	○(民間事業者が付保するもの)	
	その他必要なもの	○(組合で必要なもの)	○(民間事業者が必要なもの)	
23	その他関連業務			

事業の内容		事業範囲区分	
		本組合	民間事業者
	災害時の緊急対応	※1	○ (事故対応マニュアル※2にて対応)
	休日、夜間の災害対応	※1	○ (初動対応)
	屋外公害監視盤の管理(メンテナンス及び清掃も含む)※設置する場合	-	○
	駐車場の設置及び維持管理	-	○
	その他必要なもの	○ (組合で必要なもの)	○ (民間事業者が必要なもの)
24	施設見学者への対応	施設見学者の受付 (電話・日程調整等の窓口) ※行政視察の場合、民間事業者の補助を行う	施設見学者の対応 (行政視察及び一般見学者等をすべて含む)
25	地元住民への対応	○	組合の補助業務 (資料作成等)
26	余熱利用(焼却施設から生ずる余熱利用(蒸気・電気・温水など))	-	○
27	保証項目等に関する調整		
	協議会の開催・報告	○	組合の補助業務 (資料作成等)
	保証項目確認検査及び初期トラブル改善等に関するモニタリングの実施	○	
	保証項目確認検査及び初期トラブル改善等に関する記録の保存・提出	○	
28	運営管理状況のモニタリング	○	民間はセルフモニタリング実施

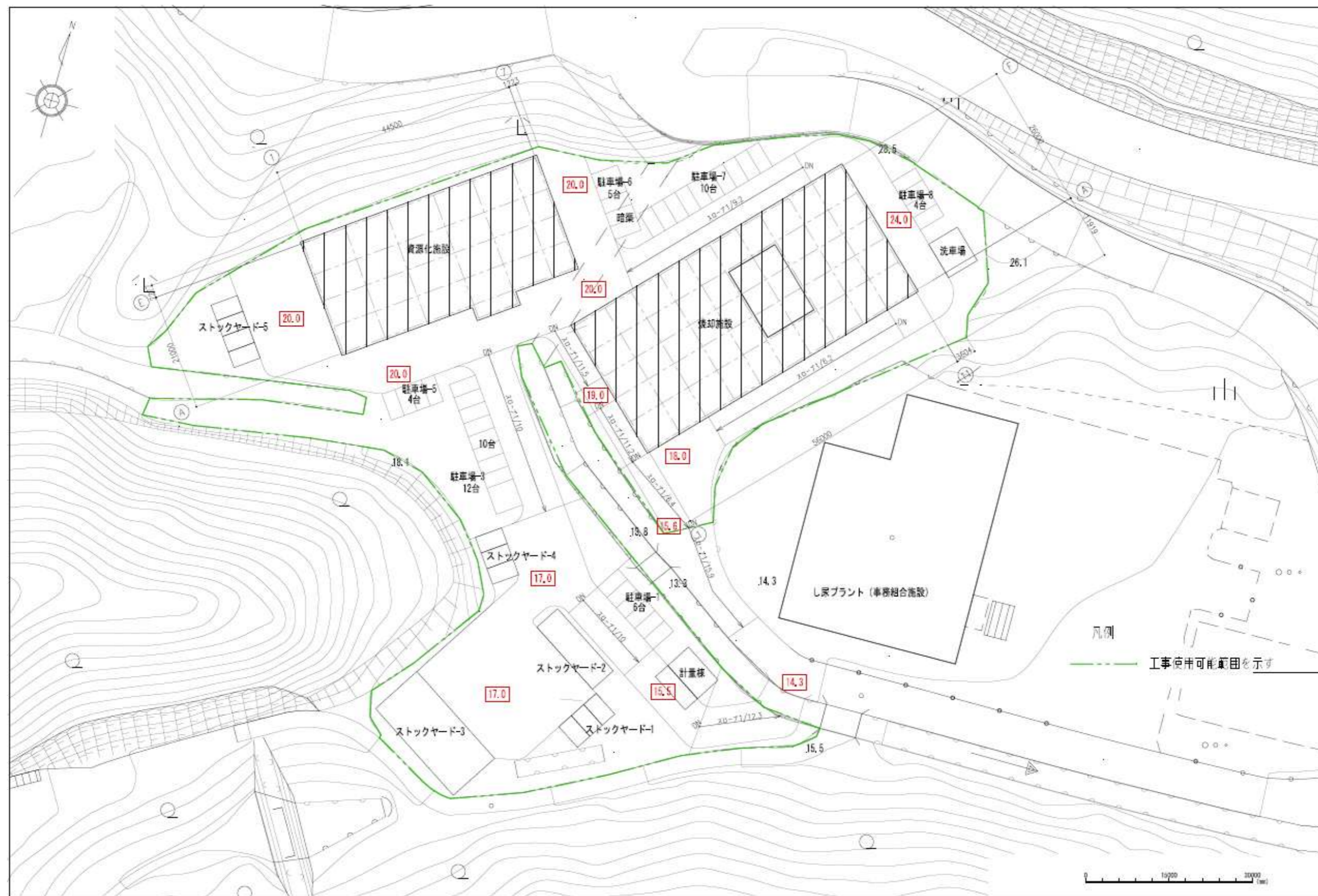
※1 初動対応は民間事業者が行う。また、民間事業者から通報・報告を受けた後は、組合が対応する。

※2 民間事業者が作成し、組合にて承認された事故対応マニュアル

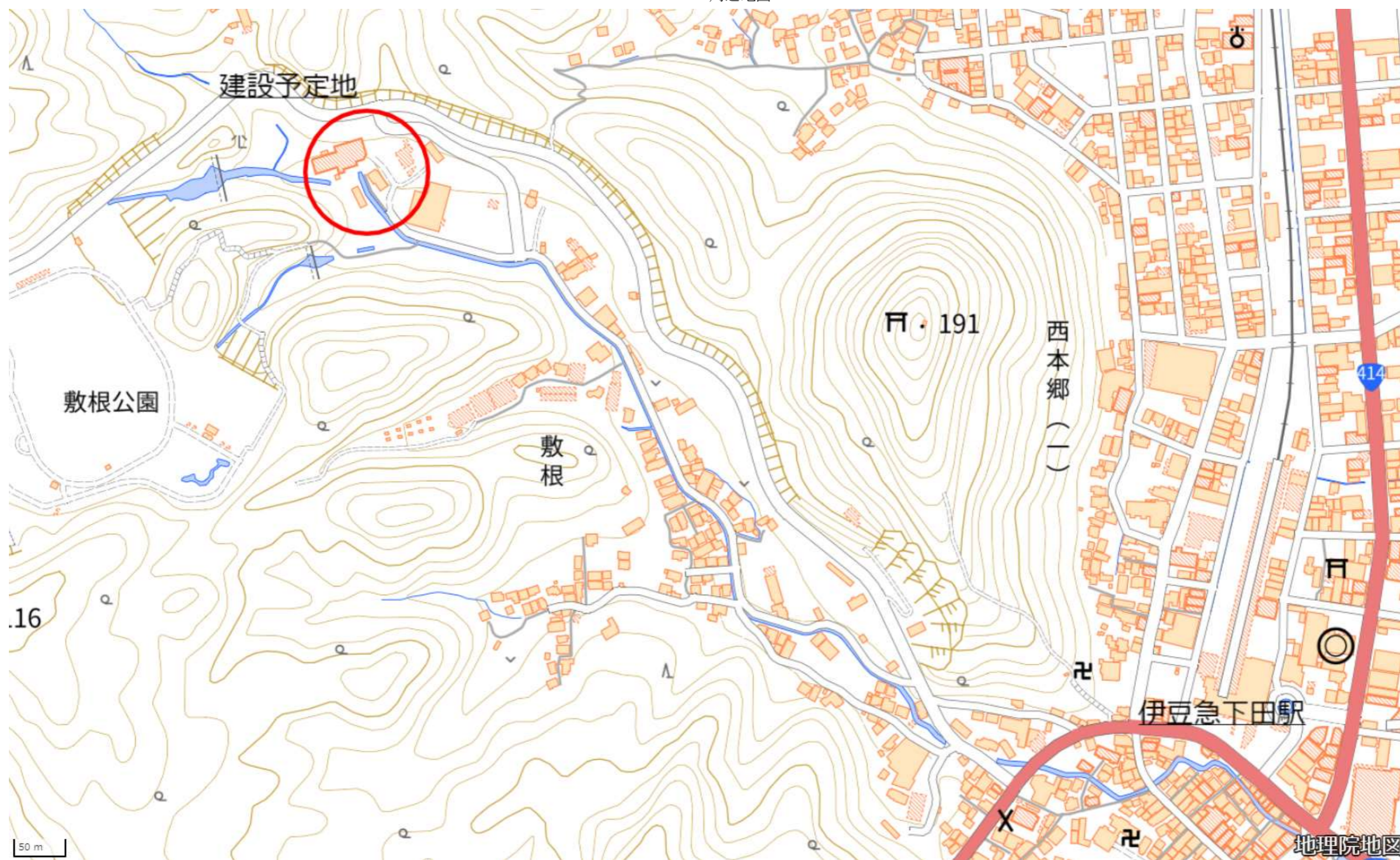
スキーム図(参考)



全体配置計画図（参考図）



周辺地図



広域図

